

令和2年度

総務教育常任委員会会議録

令和2年6月16日

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

令和2年度

総務教育常任委員会

令和2年6月16日（火曜日）第1号

◎案件

- (1) 調査事件2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業について
(その他所管に関する事項について)
- (2) 調査事件1 デマンドバス利用料等の見直しについて
(その他所管に関する事項について)
- (3) 意見書の採択について
 - ①日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
〔陳情団体 2020年原水爆禁止国民平和実行委員会〕
 - ②新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求める意見書
〔陳情団体 自治労福島町職員労働組合〕

◎出席委員（6名）

委員長	川村明雄	副委員長	花田勇
委員	木村隆	委員	杉村志朗
委員	平野隆雄	委員	溝部幸基

◎欠席委員（0名）

◎委員外議員（0名）

◎出席説明員

町長	鳴海清春	副町長	工藤泰
総務課長	小鹿一彦	企画課長	住吉英之
企画課企画係長	阿部孝憲		
教育長	小野寺則之	教育委員会事務局長	石岡大志
教育委員会事務局次長（学校教育）	西田真弓		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	阿部憲一	議会事務局議事係長	福井理央
議会事務局主査	中島和俊		

○委員長（川村明雄）

おはようございます。

まず最初に、議場の窓は開けておりますけれども、暑くなりますので、上着の着脱は自由にしてくださいと思います。

それでは、ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の調査事件は2件であり、資料等は皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

申し出により、町長の挨拶を行います。

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

総務教育常任委員会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、総務教育常任委員会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の調査事件は2件となっており、1点目がデマンドバスの利用料等の見直しについてとなっており、2点目が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業についてとなっております。

まず、1点目のデマンドバスの利用料等の見直しについてでございますが、町では、昨年5月開催の常任委員会の意見を踏まえ、地域公共交通確保維持改善協議会において、各委員の様々な意見をいただきながら、割引や値下げなど利用料金の見直しを協議してきたところであります。現在、令和2年度の第1回協議会において、昨日を回答期限として書面協議により割引制度による利用料金の見直しをお諮りしたところ、すべての委員から承諾をいただいたところでもございます。

次に、2点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業についてですが、国の第1次補正予算で1兆円の新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金が創設され、町の限度額として5,683万6千円が示されております。

町では、これまで議会の承認をいただき、感染予防対策として町民へのマスクの配布や地域経済対策として地域商品券などの発行を行ってきたところでございます。

なお、この後、定例会6月会議で補正を予定している地方創生臨時交付金対象事業の内容について、今般、調査をお願いするものでございます。

総務教育常任委員会所管の事業では、学校の臨時休業に伴う学習支援及び遠隔授業環境整備事業となっております。

また、調査案件終了後の報告事項として、第5次福島町総合計画の変更についてですが、調査事件の地方創生臨時交付金対象事業と直接関係はございませんけれども、この度の新型コロナウイルス感染症の影響により、町内経済が減速しており、地域経済対策の一環として道路改修等の公共事業の前倒しを行うこととしておりますので、予めご理解をお願いします。

最後になりますけれども、6月12日に国の2020年度第2次補正予算が成立してございます。その中で、新型コロナウイルス感染症対策予算として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が2兆円積み増しされてございます。現在、町において関連予算の検討を行っておりますので、国の動向等を注視しながら、概要がまとまりましたら議会の方にも報告をしてみたいと思いますので、予めご理解をお願いしたいと思っております。

この後、資料につきましては、担当課長から詳しく説明をいたしますので、よろしくご審議くださるようお願いをいたします。

以上、総務教育常任委員会の開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長の挨拶を終わります。

これより調査事件に入りますが、まず調査の方法について、説明をいたします。

本日は、最初に調査事件2から資料の説明を受け、不明な点や疑問な点についての説明に対する質疑を

行います。質疑が終了した段階で、調査内容について説明員と意見交換を行います。意見交換が終了後、説明員の入替えを行い、調査事件1を同様に行います。すべての調査事件の質疑・意見交換が終了後、説明員には退席をいただき、休憩をとり、休憩中に調査事件毎に論点・争点の整理を行い、概ねその整理した事項に基づき、委員間の意見交換や討議を行います。その後、最終的な委員会意見のまとめをし、議長に提出することとなります。

以上、調査の方法等を説明しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長(川村明雄)

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、最初に調査事件2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業についての調査事件に入りますが、予め調査内容について簡単にご説明いたします。

新型コロナウイルス経済対策につきましては、4月会議において、飲食店応援商品券及び感染防止用品等の購入、5月会議において全町民配布商品券及び経営持続化助成金の一般会計予算を補正するなど、段階的に町独自対策を進めていますが、今回、町から地方創生臨時交付金対象事業に係る新たな対策等が示されましたので、提出された資料に基づき調査するものです。

それでは、調査事件2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

住吉企画課長。

○企画課長(住吉英之)

それでは、資料の4ページをお開きください。

調査事件2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業について。

臨時交付金につきましては、企画課で全体を取りまとめてございますので、全体の説明については、企画課が行います。事業に対する質疑・意見交換等につきましては、担当が対応いたしますので、予めご承知おきいただきたいと思います。

1、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の概要についてでございます。

令和2年4月7日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、4月30日に成立した国の第1次補正予算としまして、予算規模が1兆円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設され、都道府県と市区町村へ要件に応じた限度額内で交付されるものとなっております。

交付金の総額の内訳でございますけれども、1兆円の予算規模に対しまして、そのうちの3千億円につきましては、国庫補助事業の地方負担分に充当されるということになってございます。こちら地方にお金は落ちますけれども、紐付きというような内容でございます。残りの7千億円につきましては、3,500億円ということで、それぞれ都道府県と市区町村に交付されるという状況となっております。

交付金の概要でございますけれども、交付対象者につきましては、実施計画を策定する地方公共団体(都道府県及び市区町村)でございます。

交付対象事業につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業で、国庫補助事業等と地方単独事業が対象となるものでございます。

そのうちの地方単独事業につきましては、①地方公共団体の令和2年度補正予算に計上され実施される事業。②地方公共団体の令和2年度予算に計上される予備費により実施される事業。

ただし、地方公共団体の令和2年度当初予算に計上された事業であっても、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援に特に必要と認められるものは対象となるというものになってございます。

また、交付決定前に実施された事業であっても、令和2年4月1日以降に実施された事業であれば、遡って対象となるということとされてございます。

当町の交付限度額でございますが、第1次交付限度額として5,683万6千円となっております。この交付限度額につきましては、人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況等に基づき算定されるも

のでございます。

次のページをお願いいたします。

2の交付金対象事業（実施計画に登載した事業）でございます。

交付金につきましては、実施計画に基づく事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に10分の10の割合で充当されるものでございます。

当町の交付金対象事業につきましては、国の活用事例も参考に下記に掲げる事業を予定してございます。なお、一部の事業については、既に実施済みでございます。

それぞれの事業名につきましては、実施計画に登載するにあたって内容を整理した任意に付けたものがありますので、実際の事業名や予算名称と異なるものがありますので、ご承知おき願います。

それでは、総務教育常任委員会所管分としまして、（1）学校の臨時休業に伴う学習支援及び遠隔授業の環境整備事業。こちら事業費が909万円でございます。6月会議で補正を予定しているものでございます。

目的につきましては、学校の臨時休業により失われた学習時間を取り戻すための家庭学習の充実を図るため、タブレット端末の持ち帰りによる家庭学習を実施するとともに、臨時休業中の遠隔授業を実施するための環境を整備するという内容になってございます。

事業内容でございますが、①として、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大に備え、「Zoom」アプリケーションを活用し、オンラインで学校と家庭をつなぐ学習環境を構築するものでございます。

アとしまして、遠隔授業のための環境整備。こちらアプリケーションやカメラ・マイクを整備するということで、99万円でございます。

イのインターネット環境がない家庭へのモバイルルーターの貸与。20台で110万円を見込んでいます。

②の児童生徒が家庭で教科書に沿った学習ができるよう、学習支援ソフトを導入するものでございます。

本ソフトは、インターネット環境がなくても動作するもので、児童生徒の家庭学習、教員の教材開発、試験問題作成の支援ツールなどで構成されているものでございます。ただいまのところ想定しているソフトにつきましては、ライズ社のeライブラリ（5年ライセンス）の3校分ということで、490万円を見込んでございます。

③インターネット環境のない児童生徒への対応、災害時における住民へのインターネット環境の提供を目的に、福祉センター及び総合体育館にWi-Fi環境を整備するというものでございます。こちらWi-Fi環境の整備ということで、それぞれ福祉センター、総合体育館の2施設ということで、210万円を見込んでいます。

これらに係る当面のランニングコストでございますけれども、①遠隔授業の環境整備。こちらは次年度、2年目以降に年当たり17万6千円を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

②インターネット環境がない家庭へのモバイルルーターの貸与につきましては、2年目以降は、役場や吉岡支所、福祉センター、総合体育館などのWi-Fi環境のある所で学んでもらうということでございます。

③Wi-Fi環境整備。新たに整備する福祉センターと総合体育館につきましては、2年目以降に年当たり16万9千円を見込んでいます。これらの活用方法でございますけれども、①情報端末を家庭へ持ち帰り、家庭学習や学校休業の際のオンライン学習に活用し、また、家庭での正しいメディア利用を推進するため、情報端末の活用方法やインターネットモラル教育を、教職員向け、児童生徒向け、保護者向けに研修・啓発活動を行います。

②学習支援ソフトを導入した端末を家庭へ持ち帰り、家庭学習の定着を図ります。

③新型コロナウイルス感染症への対策のみではなく、公共施設のWi-Fi環境整備など、他の災害等でも活用できるものいたします。

総務教育常任委員会所管分につきましては、以上でございます。

次のページをお願いいたします。

こちら7ページにつきましては、経済福祉常任委員会所管分になりますが、既に4月・5月会議の補正を組んだものもございまして、詳細の説明は割愛いたしますけれども、6月会議で補正を予定している

事業もございますので、報告するものでございます。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策必需品整備事業。このうちの2つ目の丸、非接触型体温計測対応AIロボット。こちら保育所と子育て支援センター、学童保育に3台整備する内容となっております。こちらにつきましては、6月会議での補正を予定しているものでございます。保育園児などの顔を認識しまして、体温や登園記録などを管理するシステムになってございまして、ロボットが会話して、英語や歌の教材にもなり得るものでございます。

(2) 地域経済緊急支援事業。こちらにつきましては、4月・5月会議で補正済みの事業となっております。

(3) 地域経済活性化創出事業。こちら事業費が750万円でございます。目的につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い疲弊する地域経済対策として、感染症収束後の町内での購買意欲を推進するため、町内商店での買い物や行政サービスにも利用できるポイントサービスが付与されるICポイントカードシステム導入に要する経費を団体に補助するという内容になってございます。

なお、本事業につきましては、当該団体が当初財源として見込んでいた国庫補助事業の不採択により当該交付金事業に繰替えるものでございます。

事業の内容につきましては、事業者のシステム構成、それからシステムの構築費、見守りシステムの構築ということで、こちら事業費全額を6月会議で補正の予定となっております。

次のページをお願いいたします。

交付金のスケジュールでございますけれども、4月7日に国において経済対策が閣議決定されてございます。

5月でございますけれども、町の方から実施計画を策定いたしまして、5月29日の提出期限に提出をしております。これが第1次の取りまとめということになります。

6月に入りまして、この実施計画を受けて、国の方で内容の確認・結果の通知がこれからあるものでございます。この結果の通知を受けて、町の方では交付申請を行って、国はそれを受けて交付決定という流れになってございます。

一番下の段でございますけれども、時期がまだ未定ということになってございますけれども、第2次の実施計画の提出も予定されてございます。こちらにつきましても、実施計画の内容を確認されて、その結果に基づいて、町が交付申請、国が交付決定するという内容になってございます。交付決定後は、交付対象事業に交付金を充当という流れになります。

次のページをお願いいたします。

4の交付金対象事業の一覧でございます。

これまで説明した内容につきまして、予算区分ごとに整理した一覧となっております。そのうち6月会議で補正予定をしている部分につきましては、ゴシック体で表記をしております。

なお、これらの事業費につきましては、実施計画に登載した事業費となっております。実際の補正予算と異なる場合もありますので、ご承知おき願いたいと思います。

ゴシック体の6月補正の予定しているところ、一番下の欄の合計額で1,829万円という内容でございます。

5のその他でございますけれども、国が5月27日、第2次補正予算案を閣議決定し、当該交付金については、2兆円増額することとしたところでございます。冒頭、町長の挨拶にもありましたけれども、6月12日に予算の方が成立してございます。臨時交付金につきましては、第1次補正分と合わせて合計3兆円となるものでございます。第2次補正予算に係る交付金対象事業につきましては、今後、詳細が示されますけれども、町民の新しい生活様式の取り組みを応援するとともに、徹底した予防対策の強化と地域経済の回復に向けて議会とも協議を進めながら、必要な政策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（川村明雄）

内容の説明が終わりましたので、質疑を行います。

冒頭申し上げましたように、質疑は不明な点や疑問な点の質疑といたします。説明員との意見交換は、後ほど別に時間を設けておりますので、どうぞご協力をお願いいたします。

それでは、質疑を行いますので、資料のページを示して質疑をお願いします。

木村委員。

○委員（木村隆）

5ページの中段になります。インターネット環境のない家庭のモバイルルーターですけれども、貸与の方法。仮に臨時休業になった場合に、その家庭にモバイルルーターを貸出すのか。それとも、もう補正が通って物を確保したら各家庭に常時3月まで置いておくのか。

○委員長（川村明雄）

石岡教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

ここのインターネット環境がない家庭については、これからは国で言うところの第2波なり第3波があって、再度また学校休業を余儀なくされる場合に備えて用意をするものでございます。ただ、この想定している1年間の中で、これは学校との相談にもなりますが、もしそういう部分の慣れをしていくということであれば、環境が整って使う場合も想定はされます。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

全然違います。今、補正で購入しますよね。そうしますと、そのモバイルルーターをどこかに置いておかなきゃいけないわけですよ。だから、モバイルルーターを常時各家庭に、この3月までこの20世帯に置いておくものなのか。それとも、臨時休業になった場合だけ学校かどこかに置いておいた物を、その時だけ家庭に貸し出すのか。

○委員長（川村明雄）

小野寺教育長。

○教育長（小野寺則之）

今、木村委員ご指摘のとおり、この契約が終わりましたら、すぐさまインターネット環境のないご家庭には配付させていただきたい。それで、今、おっしゃっているとおり3月まで、年度内の予算の中でインターネット環境のないご家庭には貸与していきたいという風に思っております。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

じゃあ常時ということでもいいですか。

○委員長（川村明雄）

小野寺教育長。

○教育長（小野寺則之）

常時なんですけれども、無制限のものを貸与するというんじゃなくて、20ギガとか、そういう形である程度制限があるようなものをレンタル契約しようかと思っております。つまり、無制限ですと、ゲームだなんだってずっと毎日使ったりするだろうということが想定されるものですから、そのタブレットをお渡しして、勉強に使う物なんだよという位置づけで貸与させていただきたいという風に思っております。

○委員長（川村明雄）

ほかに質疑のある方。

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

何点か伺います。

まず、この5ページの事業内容の①の部分ですね。今、質疑にあったモバイルルーターの貸与20台ということなんですが、これは小中学校含めて、この20名が現段階ではそういう環境にないということの内容でしょうか。小学生何名、中学生何名ということで教えていただければと思います。

○委員長（川村明雄）

小野寺教育長。

○教育長（小野寺則之）

事前に各小中学校全世帯に教育委員会として調査いたしました。それで108世帯、小中別は担当の方でまた後でお知らせしますが、小中全世帯108世帯でございます。それで、87世帯が家で光だとかADSLの無制限で使える世帯がありまして、あとモバイルルーター、私たちが今、貸そうと思っているようなルーターを既にお持ちの家庭が10世帯、スマホしかないという方が8世帯、ネット環境そのものがないという方が3世帯ありまして、今、87世帯の方は大丈夫なんですけれども、我々の想定しているWi-Fi環境がある世帯なんですけれども、残り21世帯のうち3世帯がそのモバイルルーターを持っていて制限なしで使っている家庭がございまして、つまり18世帯だけ必要な家庭であるという風な事前の調査では把握をしております。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

この（1）の前段の部分で、臨時休業で失われた学習時間を取り戻すための家庭学習の充実ということなんですけれども、どのぐらいのウエイトで対応を考えているのか。結構何カ月かにわたって長期間休業したという状況の中では、多分、今後、夏休みの短縮とか、それから学校行事のイベントを取り止めて対応するとかっていう工夫をして臨むんだと思いますけれども、これは通常の復習・予習という感覚のものなのか。そうでなくて、学習そのものの遅れを取り戻すという意味では、別の対応の考え方なのかの確認をします。

○委員長（川村明雄）

小野寺教育長。

○教育長（小野寺則之）

このタブレットを入れて家庭学習に使うというのは、溝部委員が後半の方でおっしゃったように、あくまでもこれは補助的なもので、家庭での予習や復習に使っていくもので、もちろん学校教育としては、失われた学習時間というのは夏休みをまた5日間登校日にしたり、丁度木村議員から一般質問受けておりますけれども、行事の見直し、あるいは普通の授業の中でも6時間やっているところを7時間にしてコマ数を多くして工夫したりして、そういう学校教育の中でこの遅れは取り戻すつもりではあるんですけれども、さらに家庭でのこういう予習・復習を沢山してもらって、より学校での授業をする時に分かりやすいようにという意味合いで、あくまでもこの家庭での学習というのは補助的な役割なんだという風に理解しております。

○委員長（川村明雄）

石岡教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

先ほどの小学生・中学生の人数でございますが、小学生が86名、中学生が66名、計152名でございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

聞いているのは、小中学校の子ども達で環境が整っていない所は何人ずつですかという質問です。多分、調べていないと思います。

今回の休業期間の中で、多分、小学校はやっていないと思うんですが、中学校の場合は今のタブレットを使用して家庭学習という形を取ったという風に聞いているんですけれども、その状況を教えてください。

○委員長（川村明雄）

小野寺教育長。

○教育長（小野寺則之）

教員がタブレットに授業風景を動画で録画しまして、それを国語・算数・理科・社会・英語みたいな形で体育とかも沢山入れて家庭に配付して、子どもはそれを見て勉強する、あるいは体を動かすというような事に取り組んでまいりました。それで、中学校は1日だけ分散登校。毎日の分散登校を5月18日に始めたんですけれども、5月15日にZoomを使ったオンラインでも1回やってみたんです。ですけれども、やっぱり画像とか音声がいまいち聞き取れなくて、今回のこの事業にも繋がっているわけなんですけ

れども、そういう取り組みをしました。それで、小学校についても福島小学校は5・6年生だけ今のよう
な状況をやります。それで、吉岡小学校については10人しかいないんですけれども、全員にタブレット
を配付して、同じように先生が黒板でやったのを録画して、子どもさんがそれを見るというようなこと
に取り組んでまいりました。それで、福島中学校については、函館新聞さんとか、北海道新聞さんで報道さ
れているとおりでございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

先ほど来言っているように、環境のない生徒がいるわけですよ。その環境の整っていない生徒に対す
る休業期間の対応というのは、どうされたんですか。

○委員長（川村明雄）

小野寺教育長。

○教育長（小野寺則之）

ですから、タブレットを配付した時に動画として、インターネットを通していないんですね。それに録
画したものを配ったんです。ですから、インターネットがない環境だということを前提の上で、インターネ
ット環境を使ったのは5月15日の中学校1日のみで、インターネット環境のないお子さんは役場に来て
くださいと、教育委員会に来てくださいとかいう形で取り組ませていただきました。なんですけれども、
今、後段でこの事業の中でも入れていますが、そういうのを福祉センターですとか体育館にも入れ
たら、吉岡の支所なんかも入っていますので、もっとより良く事業展開できるんじゃないかなという思い
でおります。

○委員長（川村明雄）

ほかに質疑ある方おりますか。

（「なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、説明員との意見交換を行います。

木村委員。

○委員（木村隆）

モバイルルーターの貸与ですけれども、今年度だけはインターネット環境のない家庭に貸与しますよと。
それで、6ページの次のページに行きますと、2年目以降、来年度という風に捉えた方がいいのかと思う
んですけれども、ない家庭はそういった役場だとか支所だとかに来てくださいよという、この方針がどう
いった考え方なんでしょうか。例えば、ない家庭においてはずっとそのまま貸与のモバイルルーターの契
約をして続ければいいんじゃないのかなと思うんですけれども、コスト的な問題なんでしょうか。

○委員長（川村明雄）

石岡教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

ここの部分に関しては、個人で既に相当の方がWi-Fi環境を整備しておりますが、今、ご説明のと
おり、約20世帯が必要であろうと。その上で、2年目以降の部分のランニングコストを考えた場合に、
公共施設の有効利用という観点の中で、既にWi-Fi環境がある吉岡支所、それから役場、これと併せ
てこの度の6月の補正で予定しております福祉センター、総合体育館の環境整備をすることで、そちらの
方に密にならないような状況の中でZoomを通しての授業対応ができるというような予定でございます。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

それから、モバイルルーターですので持ち歩きすることができます。それで、小学生とかでも仮に今後、
臨時休業等になった場合に、両親が共働きで家に1人ないし兄弟で留守番していきやないという子供も
出てくると思います。そうなった場合にインターネットがない家庭でモバイルルーターを貸与した場合に、
万が一、持ち歩いてどこか違う所で使う場合というのも想定されると思うんですよね。そういったあたり

のモバイルルーターの扱いについて、活用方法で研修とか啓発活動を子ども達には行うとは言っていますが、そういう風になるかは分かりませんので、こういった対策を取られるのか。

○委員長（川村明雄）

小野寺教育長。

○教育長（小野寺則之）

お話のようなご懸念は重々想定されるケースではあると思うんですけども、先ほども申し上げましたが、例えば20ギガしか使えないと。それが50ギガなのか100ギガなのか分かりませんが、例えば容量として20ギガしか使えない。そういう中で、ゲームとか、そういうのには使わないで、学校から貸与されているのは勉強にしか使えないんだよというようなお子さんへのレクチャーがまずは重要だと思っていて、おっしゃるように、ホーム型にするのか、持ち歩きができるような物にするのかは、今、検討中なんですけれども、そういった形で制限させていただいて、使い方を十分啓発しながら、ご両親、ご家庭のご理解も得ながら進めていかなければならないのかなという風に思っております。

○委員長（川村明雄）

ほかにございますか。

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

最初の木村委員からの質問に肝心なところを答えていないんですね。モバイルルーターを1年で止めるということですよ。それはなぜかということに対する答えが出ていないと思うんですが、それで、最初の質疑で言ったように、タブレットを含めて、これは全校生徒持っているわけですから、授業のいわゆる補完ということよりは、予習・復習に重点を置いて考えるとといった場合に、環境なりモバイルルーターを貸与するというのであれば同じ条件なんですけれども、それを1年で止めて、2年目からは役場、吉岡支所、福祉センター、総合体育館に行ってやりなさいという話と、ちょっと予習・復習ということには条件が合わないんでないかなという気がするんですよ。それで、最初の部分のモバイルルーターを継続した場合の経費の関係。それから併せてやると、件数的に言うと何件もないわけですから、逆にそういった家庭にWi-Fi環境を整備した場合の検討というのが、企画課の方でどのぐらいかかるかみたいな検討はされているんですか。

○委員長（川村明雄）

小野寺教育長。

○教育長（小野寺則之）

なぜ今年だけなのかという、まずそこなんですけれども、やはり他の80何世帯の方は自分の財産で、自分で契約してやられているわけですね。ない家庭には公費でお金を払って貸与するわけですから、その辺で財政的な負担が伴うんだということが、まず1つですね。それについては今回のこのコロナ対策の国の10分の10の交付金があるので、今年度については3月までは貸与させていただきたいと思っております。

それで、家庭学習と相反するんじゃないのかというお話だったんですけども、この家庭学習のアプリはインターネット環境がなくてもできるアプリを用意しておりますので、ですから、家庭の勉強ですね。家に帰ってからの勉強はインターネットがなくてもできるわけです。それで、今、想定しているのはZoomでの先生がやったやつを自分が見ると。それはもちろん日中の学校がやっている時しか想定されないわけですね。ですから、それについては公共施設の中の広い所で、その20世帯のない方はそういう所で勉強していただく。なんならば役場に来ていただいても結構ですし、吉岡総合センターでも福祉センターでも良いというような環境を整えていきたいという考えでおります。

あと、今、溝部委員おっしゃったような形で、今後、このコロナの第3波、北海道的には第3波ですかね。そういう時が来た時に、あるいは今このモバイルルーターを貸与して運用してみて、来年またそういう必要があるんだという時には、これは検討していかなければならないんじゃないかなという風には思っております。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

今、教育長の話であれば、このモバイルルーターを常時貸付けするというのではなくて、休業状態になった段階で貸付けということでもいいんでないですか。通常の家での予習・復習については、データを予め用意しておいて、それはすべての生徒に対応できるということであれば、家庭の部分については、そこを中心だということであれば、あえてモバイルルーターを最初から常時持たす。常時持たせることによって、色んな心配というか、懸念が出てくるわけですから、そういう形の方がいいんだと思うんですが、これで間違いないですか。

それと、最初の質問で言っているのは、併せてWi-Fi環境整備というのを、何件もないわけですから、逆に今10分の10で対応できるとすれば、この対策の中である程度そういう所に環境を整えるみたいな方法はどうなんですか。現況、光ファイバーの対応含めた状況の把握は、すべてできてるかどうか分からないですけども、この機会に災害対応含めて、学校、生徒に限定しないで、その整備をしていくという方向性もまた検討すべき内容だと思うんですけども、どうですか。

○委員長（川村明雄）

小野寺教育長。

○教育長（小野寺則之）

今のルーターの家庭への貸与なんですけれども、家庭のアプリとしてはそうなんですけど、我々としては、通信会社と契約すると使っても使わなくても契約料は払わなくてはならないわけで、それで、例えば教育委員会にずっとそれを置いておくというよりは、家庭にお貸しして活用してもらった方が私は良いんだと思っています。そこは考え方の違いだと思うんですけども、それで、今、ご懸念はあろうかと思えます。SNSでいじめとか、インターネットで変なところを見るんじゃないのかと。それはどこの家庭でもそういうリスクがあって、それを貸与したからというんじゃないで、今のその80何世帯は常にそういうリスクがあるんですね。ですから、そこで我々としては黙って置いておくよりは、家庭に貸与して、今まで知らなかったインターネットを見るとか、そういうのも勉強だと私は思いますね。タブレットの使い方習得するとか。ですから、モバイルルーターを置いておくんじゃないで、契約した暁には家庭に常時配付したいと思っております。あとは企画の方でよろしくをお願いします。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

臨時交付金の使途の中で、今、意見交換になっています、例えばWi-Fi環境の無い所への個人の家庭に対する環境の整備というところにつきましては、事例集とか見ても、そういったものは該当になっていないのかなと。ただ、公共施設などにつきましては、そういった環境がない所に環境を整備するという部分については、交付金の対象になるのかなという形で我々捉えています。

それと、光ファイバーの件でございますけれども、福島町の場合につきましては96.8パーセントのカバー率ということで、残りの約4パーセントの方が光ファイバーを今使用できないという状況になってございます。この整備のところにつきましては、今回このコロナウイルスの関係でリモートワークだとか、今のこの遠隔授業の関係で、そういったものが必要だということで全国的にそういう声を受けて、国の方でこの際、この臨時交付金を有効的にそういったものにも活用してほしいと。あと、補助金の方も枠を広げて対応するというような形で動いているところでございます。当町におきましても、そういったところで100パーセントを目指すというようなことで、我々の方で財源的な負担も、臨時交付金や過疎債などを使っても、それなりの財政負担もございますので、町の方は整備の方に向かって検討はしてはいるというような状況でございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

今の後段の部分からで、現実にその学校の生徒の対応の部分でこういう状況になっているということからすれば、96.8パーセントまでの状況であれば、私は方向性として、この事業に併せて対応するというを国の方が駄目ですよという話にはならないような気がします。ですから、これはやはりそういう情報もきちんと収集して、できればそういう対応をこの機会にしてもらうことによって、防災対応も含めて十分今後の活用はできると思う。当初、光ファイバーが初めて来た頃からみれば、大分もう環境が変わ

ってきているわけですから、将来的なものを考えれば、そういう方向の中でできれば今回に併せて可能性を探るといのは大事なことだと思いますので、是非調査して検討していただきたいと思います。

それから、教育長、前段のやり取りの部分では、要するに自分達が自前で準備したWi-Fi環境整備に対応するというのを考慮すれば、2年目からは施設で対応みたいな話と今の答弁は矛盾するんでないかという風に思いますよ。どっちかという、そこまでインターネット環境を勉強するとかなんかという事まで考えるのであれば、それを徹底して対応するという風にするか、あるいはその程度のものはこういう状況の中、自前で対応するのを主に考えるべきだということであれば、それによる色んな心配をする、あるいは逆に言ったら、自前で準備した人からみたら、少数の人方だけ至れり尽くせりというのはおかしいんでないかという、そこまで考えざるを得なくなってくるので、その辺もう一度しっかり考えて対応することをお願いして終わります。

○委員長（川村明雄）

小野寺教育長。

○教育長（小野寺則之）

今のご意見を真摯に受け止めまして、来年度予算に向けて十分検討してまいります。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

6ページの部分で2年目以降の対応で、役場、吉岡支所、それから福祉センター、総合体育館なんですけれども、総合体育館、福祉センターについては土日でも対応するんです。吉岡支所も多分大丈夫だと思う。役場の場合についても、そういうケースについては昼の対応をするということの対応と考えていいんですか。先ほどの答弁では、昼間の対応の部分だけだという話なので、そこに限定してやるというのであれば、そこまで考えなくてもいいということなんでしょうけれども、再確認します。

○委員長（川村明雄）

小野寺教育長。

○教育長（小野寺則之）

授業については昼間なんですけれども、普段使いとしては1日中開放するわけですから、それはご自由に使っていただいて大丈夫なものと思っております。

○委員長（川村明雄）

平野委員。

○委員（平野隆雄）

交付金のことでお聞きいたします。第1次が終わって、第2次国会が明日閉会するということですのでけれども、その中で2兆円が交付されるという風なことを報道されておりますけれども、その中で福島町にはいくら来るのか。2億とすれば、前は1億ですから倍来るのかと。そういうわけにはなかなかいかないのかなと思いますけれども、それで、最近、やむを得ないのかなとは私は思いますけれども、町民なんかの話を聞きますと、色々な事業がすべて中止になっているねと。例えば、イカまつりやなんかも全部中止になるんだという風な話ですよ。だから、その中で一部この2次の交付を使いまして、例えば花火大会だけをやってみるかとか、密の状態にならなければいいわけですよ。会場を前の港の方を会場にして車の中で観るとか、それも限度あるだろうけれども、そういう風なものをやらないと、なんかこう町民もすっかりコロナになったような気分と言いますか、みんなマスクして暑い暑いと。うちの前を小学生の子ども達が帰り歩くんですよ。かなり呼吸困難みたいな感じで帰ります。だから、それは子ども達のことですけども、何かそういう風な事を試みたらどうでしょうか。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

国の2次補正が12日に成立してございます。臨時交付金については今2兆円という形で、当初の1次から比べると倍の金額になりますので、単純計算すると1億円ぐらいの配分が見込めるのかなということ、町としてはかなり早い段階から2次の補正の活用について庁舎内で議論をしております。やはり一義には、これから多分、新型コロナウイルスの色んなワクチン等が開発されるまで長い戦いになるのでは

ないのかなということに重きを置いて、まずはしっかり新たな生活スタイルを確立することが町民にとっては最大の予防になるのではないのかなと思っていますので、そういったところの予算活用、そして、今、冷え込んでいる地域経済を1次産業も含めて全体として応援をする。また、事業者がそういった準備をするにあたっての経費を支援する形。

あともう1つは、今、おっしゃられたとおり、福島町はこれまで感染者が出ておりません。そういった中で、町民の方々がしっかり予防をしてきたことが、この結果に繋がっているのではないかなと思っていますので、そういった町の今置かれている優位性を活用しながら、我々としては、いち早く他の地域に比べて、やはり町民の活力と言いますか、第1弾の時も福島町元気プロジェクトを立ち上げて、もう6カ月ほとんど町民の方々が我慢している状況がありますので、色んな状況を考えますと、今は大きなイベントはなかなか出来辛い社会環境にあるんだと思っています。今日の情報の中でも、お祭りの山車も中止になるという話も伺ってございますので、私は反対にそういった時こそ町民が共に思いをする、また、町民の癒しとなるような事も私はあって良いのではないのかなという気がしてございますので、町として、できる事をこれから色んな意見をいただきながら、議会とも相談しながら、まずは予防だけではなくて、やはり町民の心のケアも大切でありますので、コロナで病気にならないけど気持ちの病気になる可能性もあるわけありますので、これから今年まだ6カ月、半分ありますので、前半はほとんどなんとなく暗い話題ばかりでございますので、そういったところを理解の得られる範囲の中で、我々として町民が元気になるような仕掛けなり、そういったものを色んな各関係団体も含めて意見をいただきながら、当然また議会の中で相談しながら、しっかりとやれるものをやり切っていきたい。そのように思っているところであります。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

町長、最後まで明確にやりたいとか、やる方向で検討するという話をしないので、実は私も最後にこの話をしようという風に思ったんですよね。前段で、全国区で花火業者さんが告知をしないで、特にコロナ対策に対応している医療関係者を激励するという意味も込めて花火を打ち上げたという報道が出ていたと思うんですよ。ですから、福島についても、多分、出稼ぎ者の方も含めて、お盆のこの時期には間違いなく帰ってくるだろうし、それから、墓参りも含めた方も例年ほどでないとしても帰ってくるわけですし、一番にはやはり町民自体の沈んだ気持ちをなんとか少しは楽しいと言いますか、そういう気持ちに変えていくような形で、私は是非花火を上げる検討をしていただきたいと。既に多分、予算としては観光協会の方に町の助成も出しているわけですから、観光協会等とその辺の考え方を、もしやるつもりであれば伝えながら調整をして、例えば普通の花火大会は高く上げる花火があるでしょうし、仕掛け花火みたいに低い対応のものもあるでしょうけれども、あまり打ち上げる会場に近づかないということから、特に高く上がる花火にまとめて、時間も今まで30分から40分なんですかね。それを例えば15分とか20分に短縮して上げると。それから、その打ち上げの場所についても、今までの所ではなくて、従前やっていた漁港側の方の所に対応することによって、通行を遮断する形で十分対応できるんでないかなということも想定できますので、是非やる方向で検討していただきたいということで、もう1回お願いします。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

色んなイベントが中止になって、町としても8月の最大のイベントと言いますか、故郷を離れている方々も楽しみにしていますし、もちろん地元にいる方々もやるベイカまつりは楽しみにしている本当に大きなイベント。そして、最後、終わりを閉めるような形で花火を皆さんで観て、また明日から頑張ろうという気持ちに多分なっているんだと思っています。ただ、今、イカまつりも我々として観光協会の方から、ついこの間、中止ということの意見をいただきましたので、その調整ができていない段階で、町としてやりますというのもまた、これは明言できません。ただ、庁舎内で実は私の方から指示をお願いしているのは、今、溝部委員おっしゃるとおり、イベントとしての花火は私はなかなかやれないんだと思っています。ただ、そうではなくて、町民が町民の為に、これまで6カ月コロナと戦ってきたと言いますか、無事感染者も出なかったと。そしてまた、全国で多くの方々が亡くなっております。そしてまた、医療従事者が色んな形で頑張っているのがありますので、そういったことに対しての思いとしてやる分に

ついては、私はできるのではないのかなという気が自分の中にありますので、そこについてはしっかりと準備をして、今までとまた違った形での取り組みというものは私は可能だという風に思っていますので、そういったところを関係機関等も含めて、まず理解を協議の中で示してもらって、そしてやはり、一義には町民自体がそういった事することに理解がなければ、私は賛同は得られないんだと思っていますので、そういった調整をしっかりと行政としてやった中の結果として、皆さんが良かったなというものができれば良いなと思っていますので、また早晚、近くなりましたら議会の方にも予算の関係含めてお願いする機会があるんだと思っていますので、まずは理解していただきたいなと思っています。

○委員長（川村明雄）

ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

それでは、以上で調査事件2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業についての質疑及び説明員との意見交換を終わります。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時01分）

（再開 11時13分）

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、調査事件1 デマンドバス利用料等の見直しについての調査に入りますが、予め調査内容について、簡単にご説明いたします。

町では、平成26年度からデマンドバスの本格運行を開始し、交通弱者の足の確保に努めているところです。

当委員会においては、昨年5月20日にデマンドバスの運行状況に係る調査を行い、料金改定の検討等の委員会意見を町に提出しておりますが、この度、町より地域公共交通確保維持改善協議会での審議状況や料金見直し案等に係る資料が示されましたので、内容を調査するものでございます。

それでは、調査事件1 デマンドバス利用料等の見直しについてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

それでは、資料の1ページをお開きください。

調査事件1 デマンドバス利用料等の見直しについて。

1、デマンドバス利用料金の見直し状況について。

利用料金（片道300円）の見直しにつきましては、一部の利用者から利用料金の値下げに関する意見・要望をいただいていること、さらに福島町議会に対しましても要望書が提出され、総務教育常任委員会で調査が行われる等の状況を踏まえて、福島町地域公共交通確保維持改善協議会において見直しを進めてきたところでございます。

協議会での審議状況でございますけれども、令和元年6月、第1回協議会を開催してございます。

協議事項としまして、利用料金の見直しについてを議題としたものでございます。

内容につきましては、（1）運賃形態の見直しについて。

各地で採用されている「均一性」、こちら福島町も300円の均一性ということになってございます。

「区間制」、「ゾーン制」、「時間制」の運賃形態の説明。その中で、「ゾーン制」導入の可否について委員の皆様にご意見を伺っているところでございます。

（2）割引制度の検討について。

「高齢者・障がい者割引」、「往復割引」、「定期券等」各種割引制度の説明をしてございます。そのうち「往復割引」導入の可否について、委員の皆様にご意見を伺っているところでございます。

令和2年1月でございますけれども、令和元年度の第2回目の協議会を開催してございます。

協議事項につきましては、1回目に引き続き利用料金の見直しについて、2回目の審議をしていただいております。

(1) 運賃形態の見直しについては、「ゾーン制」については利用者ごとに料金が異なること、運行事業者の利用料金管理が煩雑になること等から、当面は導入を見送ることとしてございます。

(2) 割引制度の検討についてでございますが、「往復割引」については、概ね委員の皆様から理解されている意見が多数ございました。

令和2年6月でございますけれども、令和2年度第1回協議会を書面にて開催をしてございます。この中で、協議事項としまして利用料金の見直しについてということで、往復割引制度を導入することについて、書面協議により審議中ということで、令和2年10月運行から適用で委員の皆様の方にご提案をしたところでございます。

こちらにつきましては、書面会議、昨日までの回答期限ということで、委員の皆様から承諾の回答を得たところでございます。

2ページをお願いいたします。

(1) 利用料金の見直しにあたっては、既存の民間事業者に与える影響を十分に考慮しつつ、利用促進が図られるような方策を基本に、運賃制度及び割引制度の両面から検討してきました。

(2) 令和元年度第2回協議会においては、利用料金そのものを値下げするという考え方ではなく、当町のデマンドバスの利用者は、往復利用されていることが多いことから、「往復割引」の導入の可否について協議を進めてまいりました。

(3) 「往復割引」に対する委員の意見としましては、ご理解いただいている意見が多いことから、事務局としては、「往復割引」を導入し、令和2年度福島町デマンドバス運行計画（令和2年10月から令和3年9月）から適用のうえ利用者の負担軽減と利用促進を図りたいと考えてございます。

2、往復割引導入（案）についてでございますけれども、往復割引額が150円でございます。片道300円でございますので、割引額が150円となります。

この往復割引の考え方でございますけれども、同じ利用者が同一日に2回以上利用する場合にあっては、2回目以降の運賃について割引を適用するものでございます。ただし、他の割引との併用、こちらは障がい者割引でございますけれども、併用は不可とするものでございます。

運賃の比較表を掲載してございます。

現行運賃、1回乗車でございますと、普通運賃であれば片道300円。こちら右側の往復割引運賃適用後も1回乗車であれば300円が変わりはありません。2回目の乗車、行って帰ってくる場合、こちら現行運賃300円、300円で600円になります。往復割引運賃適用後は、行きが300円、帰りが150円で450円となるものでございます。

一番下の段の3回以上。こちらある程度3回以上利用されるという方もいらっしゃいます。現行運賃であれば、普通運賃、例えば3回乗った場合については300円かける3ということで900円になります。往復割引運賃適用後は行きが300円、帰りが150円、もう一度利用した場合また150円ということで、600円になるものでございます。

とにかく、2回目以降、何回乗っても150円という計算でなるものでございます。

障がい者につきましては、障がい者割引のみの適用としまして、一律150円ということで、これはこれまでと変わりはありません。

下の表でございまして、往復割引導入の効果と課題ということで、効果につきましては、往復割引を適用することによって、新規需要が見込まれるものと考えてございます。デマンドバスを利用してみようという割引効果があるのかなと、インセンティブになるのかなという風に考えてございます。もう1つは、片道利用の往復利用が期待できるのかなという風に考えてございます。

一方、課題でございますけれども、運賃収入がこれまでと2割程度減収になるのではないかなという風に考えてございます。

次のページです。

3、今後の地域公共交通の在り方について。

令和2年5月27日、自治体主導で地域の交通網維持を目指す改正地域公共交通活性化再生法が成立したところでございます。同法にあっては、人口減少が進み、鉄道に加えてバス路線の存続も難しくなって

きたことから、全ての自治体に交通の在り方を示す「地域公共交通計画」の策定について努力義務としたところでございます。

町としましては、令和3年度に当該計画の策定を予定してございます。今後の地域公共交通の在り方について、路線バスやデマンドバスの利用料金等も含め整理が可能であれば、当該計画策定時に改めてまた検討を進めてまいりたいという風に考えてございます。

デマンドバス利用料金等の見直しについて、以上で説明を終わります。

よろしくご審議お願いいたします。

○**委員長（川村明雄）**

内容の説明が終わりましたので、質疑を行います。

冒頭申し上げましたように、質疑は不明な点や疑問な点の質疑といたします。説明員との意見交換は後ほど別に時間を設けておりますので、どうぞご協力をお願いいたします。

それでは、質疑よろしくお願ひします。

花田委員。

○**委員（花田勇）**

この割引の方法なんですけれども、2回目、3回目という3段階に分けて表示されておりますが、最初は300円ですと。2回目は150円、3回目も150円と。そういう風なことで値下げをしました。ただ、この2回目、3回目ですよということが、運転手に対してどう証明されるのか。同じ人が運転しているのであればいいですけれども、運転手が途中で変わった場合に、私2回目ですよ、3回目ですよと言っても、本当にされないというのは変な話ですけれども、聞き入れてもらえないような事があつたら大変なことだと思ひますが、どう判断するんでしょうか。

○**委員長（川村明雄）**

住吉企画課長。

○**企画課長（住吉英之）**

今、デマンドバスを運行されているドライバーの方については、基本同じ方が運行しているという状況になってございます。ですから、デマンドバスについて予約というような形のものに基本なりますので、その予約の中で整理が可能だと思ひてございます。それと、これまでの実績で言つても、1便当たり多くても多分3人だとか2人というような数字が平均でござひますので、そういう人数であればドライバーの方の管理も可能なのかなという風に考えてござひます。

○**委員長（川村明雄）**

花田委員。

○**委員（花田勇）**

その辺に心配がなければいいんですけれども、色々と町民のこのデマンドバスを利用している方々から高い高いと言われてきましたので、これである程度納得いただける問題じゃないのかなとは思ひますけれども、どうぞ一つ町民のために頑張つて、できるならばもう少し下げてもらいたいということもありますので、一応終わります。

○**委員長（川村明雄）**

ほかに。

杉村委員。

○**委員（杉村志朗）**

確かに今、3段階計画されておりますけれども、この3段階の中で2回目、3回目といえば、料金もそれぞれ150円ずつアップしていくんですが、これは事業所にとってメリットというのはどういう風になってますか。

○**委員長（川村明雄）**

住吉企画課長。

○**企画課長（住吉英之）**

メリットと言ひますか、この割引によって運賃収入のところは、我々もこの2ページの課題のところにも書いてござひましたけれども、やっぱり2割程度は減収になるのかなという風に考えてござひます。ですから、運行事業者さんにつきましては、割引あろうがなかろうが、かかる経費というのは同じでござひ

ますので、その減収になる部分につきましては、総体の事業費から運賃収入、それと国庫補助金が入っていますので、国庫補助金を差し引いて、残りの部分は町が全額負担という形になってございますので、事業者さんの部分にとっては、今までと事業費の負担のところについては発生しませんので、そこはこれまでと変わらないというような状況であるかなと思います。

○委員長（川村明雄）

ほかに。

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

何点か伺います。

まず、協議会に、この会計そのものは10月から翌年の9月までということで、前回常任委員会をやった時、あるいはその後の三師会との懇談会で提示していただいた計画の内容では、平成30年度の方も推計値になっているんですね。それで、平成31年、令和元年については計画ということで、結果として、平成30年の最終的な数値は当然出ていると思うんですね。去年の9月で対応していますから。そういった数値を協議会の方に一つは当然示した上で現況報告し、さらに今、課長が説明した町の補助金対応の部分の積算の経営状況ですね。それらも当然、示した上で改正に向けての検討をしたと思うんですが、今回、協議会に提示した資料というのは、協議会は書面協議をしたんですから、もし提示しているとすれば、本来であれば、その状況も教えてほしいと思うんですけれども、口頭でもいいですから、平成30年度での数値的な状況。前回の維持改善計画の内容の部分でもいいですし、それと併せた、いわゆる助成金積算の全体的な経費、そして使用料と、それから国の交付金ですか。その上で町の助成金がいくらになるかというのを口頭でもいいですから、話をしていただければと思います。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

今回、委員の皆様の方に対してはデマンドバスの運行実績、それと、この令和2年9月から実施になる事業の計画ということで、皆様の方にはお示しをして承認をいただいているという状況でございます。それで、まだ令和元年度の部分については実績が出てございませんけれども、平成30年10月から令和元年9月までの実績につきましては、利用人数が2,999人という状況になってございます。運賃収入につきましては、78万3千円ということでございます。これまで運行経費のところにつきましては、平成26年10月の運行開始からやっておりますけれども、大よそ530万円程度が総体で運行経費かかっているということで、その年にありましては若干の増減がございますけれども、運行経費につきましては530万円程度ということで捉えていただければと思います。

それで、運賃収入につきましては、一番多い時で85万6千円という数字がございましたけれども、大体75万円とか、その程度の運賃収入でございます。これに対して国庫補助金が140万円程度。130万円の時もございますけれども、大体140万円程度国庫補助金が入ってございますので、残りの差し引いた分が町の補助金、約300万円、320万円。こういったデマンドバスの事業の内訳となっております。今回、委員の皆様に対しましては、毎年、運行の実績を報告するとともに、次年度の計画ということで、大体利用者の見込み人数を2,900人程度に考えて、皆様の方にお示しをして承認をいただいているという状況でございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

平成30年の分については、もう決算も、それからそれに基づいた申請もしているわけですから、大体いくらとかがっていう話でなくて、運賃収入がいくらで、それに対する国庫交付金がいくら、したがって町はこれぐらいと。それで、総体の経費も530万円ぐらいとかがっていう、そういうデータを協議会に出しているんですか。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

協議会の方には、あくまでも運行実績と運行の計画というような形のものでお示しはしていますけれども、経費の部分については、協議会には報告なり審議という形ではなってございません。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

していないとしても、今、それを聞いて答えを正確に出せないんですか。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

今、手持ちには資料がなかったということでございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

それから、この今回の資料の部分の計画で対応すると、運賃収入が2割程度減収になるということなんですけれども、この300円を現状維持して2回目から150円にするという計画の部分で、約2割ぐらい減収となるという積算根拠ですよね。いわゆる往復の部分と、それから1回だけ乗るといふ部分の区分けの整理をどうされているのか。積算の内容を教えてください。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

運賃のシミュレーションということになりますけれども、こちら積算した段階では平成30年度の事業年度の利用者。これを1回利用した方、それと2回利用した方、3回以上利用した方。これを予約表の中から拾い出しまして割合を出してございます。1回利用の方が、片道だけしか利用されていない方が14.3パーセント、それと往復利用が72.3パーセント。3回以上が13.4パーセントの割合となっております。これを平成30年度の時の運賃収入に、この割合を掛けて按分で当該年度の運賃収入を出して、割引後がじゃあどうなるかということで、同じ割合で運賃をシミュレーションしたという状況となっております。大体74万いくから13万円程度が減になるものというようなシミュレーションとなっております。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

昨年の常任委員会、それから三師会との常任委員会の懇談会含めて、周辺の松前、知内の状況含めて、やはり300円は高いという状況で、当然その三師会からの要望、あるいは議会の方は毎年2月を中心に町民懇談会をするという状況の中では、やはり常に高いと。松前の情報含めて周知されているということもあって、できるだけ安くしてほしいという要望だと思うんですね。これは去年の段階においても、実際に協議を議会に対応した部分の中では、今年度への反映は難しいという状況ですね。それは協議会が済んで対応できないということの話なわけですよ。ですから、今回もまた同じように、1ページの資料を見ると、既に書面協議を終えて、この前段の部分では議会の意見も踏まえてということなんですけれども、私は今回の部分を含めて、さらに議会の意見も反映した上で協議会の対応をするという風に当然思っていましたから、そういう部分では、これ以上協議する可能性がないという風な捉え方になるのかどうか。

それと、協議会そのもので要望や議会の審議を踏まえて色々協議をしたということにはなっているんですけども、提示の仕方ですよね。こういう形にした場合にはどうなるんだということの事例をいくつか示しながら協議会の中で検討したという状況ではないように思うんですね。一番最初の部分が色々いくつかの形式を出したものの。その部分については議会の方に提示をしたんですけども、要望や議会の意向を踏まえて対応したという部分の中では、例えば前段、前回の協議の中で言っていた松前と同様のケースとか、あるいは120円とか150円とか、そういう事例を提示して、こうした場合には町の負担がどのくらいになりますと。その上で協議会の中で判断をお願いしますというような提示の仕方をしていないという風に思うんですが、その状況について教えてください。

○委員長（川村明雄）

意見交換にまだ入っていませんので、質疑の段階での答弁をお願いします。
住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

まず、協議会の方の書面協議につきましては、6月1日に委員の皆様の方にお諮りをしたところがございます。その内容の回答ということで、昨日、6月15日までの回答というような形で回答をいただいて、これをもって6月末までの次年度の事業計画ということで国交省の方には申請をしたいという風に考えているところでございます。

今の後段の方の質問でございますけれども、我々、委員の皆様の方に提示している部分につきましては、各種の運賃形態の提案、それと、その中でゾーン制というものをまず提案をさせていただきました。それと、往復割引の考え方というのを提案してございます。その際に、今、申し上げた質問にあった内容で、例えば200円にしたらどうなる、100円にしたらどうなるというような形での提示はしてございませんけれども、委員の皆様の方には均一性の金額を安くした場合についてももちろん、具体の類似はされてはございませんけれども、委員の皆様の方にも説明の段階では、自ずと運賃収入が低くなるので、その部分は町の負担という形でなってくるというような説明はさせていただいているところでございます。それに加えて、これも何度もおっしゃってききましたけれども、なぜ運賃を300円にしたかというところ。それを皆様の方にご理解をいただいた上で、単純に料金を下げるといった方法ではなくて、違った方法で利用者の負担の軽減をするというところで、事務局としては色々制度もある中では、往復割引が適当だろうということで提案をさせていただいたところでございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

3ページの3番ですね。今後の対応の部分なんですけれども、令和2年5月27日に今の改正になったということで、この内容もちょっとインターネットで調べたんですが、出てこないんですよ。依然として国土交通省の方も平成26年、平成27年の改正の部分より出てこないんですよ。それで、詳細に分からないんですけども、特に今回の資料で自治体主導で対応するという部分が強調されて出ているので、そういう文面を一生懸命探したんですが出てこないんですね。基本的に自治体主導での対応というのは、前の改正の段階でも当然その辺は当たり前なんですけれども、実質はなかなかそういう状況にならないということなんですけども、もう少しこの内容を、多分その資料を持っているんだと思いますので、教えていただきたいと思います。

それと、後段の部分で、今後の計画の段階においては、路線バスの対応も含めて料金の検討をということなんですけれども、これ自体はこの今ある協議会の中で路線バスの料金の検討も対応できるということの内容なのでしょうか。この点を伺います。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

今、ご質問のところについては、地方公共交通活性化再生法の話なのかなという風に感じてございます。その中で、その法律の趣旨としては、地域の足のオーバーホールという形で具体策を自らが考えてデザインするんだということになっていきますので、地方自治体において、先ほど説明にもありましたとおり、町の場合、まず自ら地域公共交通計画というものを立てて、その地域に合った交通をデザインするんだということで、福島町の場合、今、交通体系としてはJRさんが無くなりましたので、函バスさん、そして、身近な足としては山崎さんがタクシーを運転していると。そして、我々が今、新たにデマンドバスをやっていると。そこのところをこれまでは統一性と言いますか、それぞれの立場の中で参入していった現在に至っているということで、そこのところ今、料金的なもの、色んな形の中で、もう一度総合的に福島町として、じゃあどういった交通体系が良いのかということ計画の中に書き込んでいくという作業がこれからあるんだと思ってございますので、そこのところについては、今、我々も令和3年度に向けて担当の方で少し鋭意資料を集めながらやっているところであります。

そして、やはり一番の問題は、これまでも何度もお話しをさせていただいていますけれども、デマン

ドバスが参入した時に、やはり福島町の置かれている実情の中で函バスさんが幹線を運営する。そして、その補完的なフィルダーとして我々がデマンドをやると。そして、細かい足としてはハイヤーですね。だから、ある程度その既存業者の、当然、運輸局とも相談しながら参入するわけでありますので、あまりその民営を公が圧迫するようなことがあってはならないという点もあるんだと思っていますし、当然、利用者の意見を聞けば、安いに越したことはないわけですね。そうすると、自ずと安くしてほしいという意見があります。ただ、やはり先ほど収入のお話もありましたけれども、当然、安いデマンドバスが走りますと、タクシーを利用していた方がそちらに移行する形で、その民間のタクシー業者の収入が減るということがあります。やっぱりそういった方々の意見も聞きながら、我々としては、その協議会の中でバランスを保ちながら300円という料金が設定されたという経緯は従来からお話をさせていただいていますので、そういった中で利用者の関係の意見も踏まえながら、若干もう少し割り引いた方が良いのではないのかなということで、今回提案させていただいております。ただ、松前の例、知内の例、色々あります。ただ、やはりその町、町で、タクシーのない町については、今、言ったようなことの影響は出ないわけがありますので、低く設定しても何ら障害がないと。ただ、我々の場合はタクシーを生業としている方がおりますので、そういった方々に我々としてはなるべく減収のところを補てんするという意味で、デマンドの運行もお願いはしていますけれども、それでも従来から見ると、やはりかなり減少幅というのはあるんだということの意見もいただいておりますので、そういったことの意味も踏まえながら、今回、議会の方に提案させていただいているということでもあります。

そして、最後、その計画については、もう少し我々も詳細をしっかりと制度を理解した中で、来年の計画でありますので、ある程度その辺についてもまた議会の方にお示ししながら、しっかりと総合的なグラウンドデザインを町として描けるように整理をしていきたい。そのように思っているところであります。

○委員長（川村明雄）

あと質疑ございますか。

木村委員。

○委員（木村隆）

知内でもデマンドバスが行われていると思うんですけども、料金の確認と、確か運行日数が決まっているんでないかなと思っていたんですが、その辺も教えていただけますか。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

あまり詳細は知り得てございませんけれども、運賃につきましては、確か200円ということで記憶してございます。毎日運行されているのかどうかは詳細は知っていませんけれども、知内町さんの場合は、函バスさんの方に運行を委託してございまして、函バスさんの方でイカすニモカカード、交通のカードがございまして、それをデマンドバスでも利用できるというような形になってございます。その良いところが、確か乗継割引だとかもありますので、そういったものを利用して運行されているという風には聞いてございます。

○委員長（川村明雄）

ほかに。

（「なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、説明員との意見交換を行います。

杉村委員。

○委員（杉村志朗）

先ほど事業者の方のメリットということで伺いましたけれども、当然、総体的に3回以上乗れば350円の開きがあるんですね。事業者にはね。それをすべて町の補助なり、そういう助成で賄えるって、すごく良い商売だと思うんですね。周りのそういう交通機関あれして。そして、その中で経費そのものが530万円も結局利益で運行にあるということであれば、十分それはもう本当に生活できる範囲内でないのかなと。まして、車は町が補助して買ってやるだろうし、これはやはり当初から運送免許を持ったハイ

ヤーさんに行った事ですけれども、一般の人達にこういう話があった時には、ここまでの高いと思っという話でなくて、もう少し料金も設定されたんでないのかなど。そして、そういうことであれば、これは今現在やっている事業者そのものが辞めない限り、これは町の、それから、当然、手を伸ばなくなるまで同一事業者に行く可能性というのものもあるわけですよ。その辺をもう少し教えてください。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

積算につきましては、ある程度、業者の見積りに沿った形。また、当然、国庫補助の対象になってございますので、そういった基準の基に金額というのは積算されてございます。ただ、我々は、やはりデマンドバス運行にあたって、どういった影響があるのかということ、まず一番に懸念して運行したという経緯がございます。当然、これまでタクシーを生業としている所に一番のシワ寄せが来るのはもう目に見えているわけですよ。今まで病院にタクシーを使っていた方々、また、色んな買い物に使っていた方々が、データにもありますとおり、デマンドを使ってやることによって、従来タクシーで1千円かかるところを300円で済んでいるという状況があります。そういった中で、運輸支局なども、やはり既存の業者をちゃんと守りなさいという言葉もありますので、そういった方々が相互にバランスが取れるような運行体制でなければ、当然、許可は下りませんので、そういったものをバランスとして考えながら、やはりそここのところにしっかり手当ができるような形で、今回の場合は福島町ではその1社しかございませんので、基幹として函バスさんもありますけれども、松前のように基幹の所を被るような形でデマンドが走るであれば、函バスさんに委託ということもあるんでしょうけれども、福島町の場合、ふんどの町の中で岩部なり吉岡温泉の方とか歩いていただきますので、そこについては既存業者がありましたので、なんとかデマンドバスを運行していただいけませんかと。その時も当然、業者さんは自分の収入、実入りが減るわけでありますので、本来であれば好んでということではないですけれども、やはり町の高齢者なり色んな方々の事を考えて協力していただいているのが現状でありますので、我々としては、今の体系をあまり崩すことのないように、民間の業者も一生懸命頑張らせていただいております。特に青函トンネル工事が終わってから、かなり規模自体も縮小している中で頑張らせていただいておりますので、そういった業者も大事にしながら、今の体系を整えていくと。そして、来年度については、先ほどの法律の中で新たな計画を作ることになりますので、そここのところでもう少し抜本的な改革が必要であれば、それはそれとして料金を含めて検討することになるんだと思っておりますので、まずは今、協議会の方から了解をいただいた中で、今回は1年運行させていただきたい。そのようなことでございます。

○委員長（川村明雄）

ほかに意見交換のある方おりますか。

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

今、杉村委員からの疑問が出るのはなぜかということで、やはり補助金や国の交付金の算定のベースになる歳出の部分ですね。その内容が妥当なものかというのは、私はきちんと提示して議論すべきだと思いますので、改めて平成30年の段階で出ているはずですから、国の交付金も決まっているわけですから、その資料を示していただきたいと思ひますし、これは去年の段階では現行状況総括表も三師会の懇談の時に出してくれているんですね。これは委員会の時はその資料を出してくれなくて、三師会の時の資料で出してくれたものですから、その状況も含めて、議会の方に出せるものだという風に思ひますので、その資料を出していただきたいと思ひますが、どうですか。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

今回、我々も見直しの方に力点を置いて、ある程度、運行についてはこれまでも何回かやっていますので、理解していただいているという基で今回資料を作らせていただきました。

実は、今日、私の手持ちでも協議会のデータを全て持ってきていますけれども、そういったものを前回の協議会に実績なり色々アンケートも含めて分析した報告書がありますので、それについては速やかに議会の方に提出させていただいて、委員の方に後ほど見ていただくような形で、今回は大変申し訳ありま

せんが、そんな形でご理解いただきたいと思います。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

その上で、先ほど2割減の算定根拠の部分で、1回、2回、3回というパーセンテージで対応していて、多分、前の総括表を見ても、1回、2回、3回、何人乗ったなんていうのは出てこないんですね。ですから、先ほどの質疑の部分で運転手さんが同じ人ですから、多分そういう記録を付けて、それがベースになってこういう形だという風に理解しますので、今後の往復の対応についても、本来であれば往復の切符を作って、1回目乗った時ははさみを入れるとか、半分ちぎるとか、そういう形を取れば一番確実なんでしょうけれども、改めてその切符を作らないで、今回は従来の切符で対応するというこの考え方だと思います。

それで、くどくなりますけれども、議会の方の前の報告書には、細かくこのぐらいまで検討してくださいという数値は出さなかったんですが、議論の中では例えば120円の設定をして、回数券で12枚付きが1,200円であると、回数券を買うと1枚100円という対応の事例も話をしながら、相当思い切って対応していただきたいということだったんですけども、今回は1回目が300円ということで、最終的には2割減になるんでしょうけれども、使用者自体がどうしてもその1回目の段階でこれを150円とか、200円とかにするというのは、そういう感覚を感じないんでないかなという気がするんですよ。これは多分、従来の切符を使うということになると、120円にするとか、200円にするということになると、全部作り替えなきゃいけないことがあって、そういう便宜上で300円、150円という設定かなという風に思うんですけども、これを1回目も150円という対応をして考えれば、従来のまま往復の関係も心配なく、回数券もそのまま1,500円で1,800円分の対応ができるという計算になるんだと思うんですね。ちなみに100パーセント300円で、それを150円と。回数券とかの対応をしないで計算をすると、そういう形の中では50万円ぐらい負担。これがアップーだと思うんですね。それで回数券の関係とかやってくると数字が下がっていくんですけども、そのぐらいの負担だという計算になってくるんですよ。ですから、私は現行の特に今のコロナ対策含めて対応している部分の中では、確かに言われると、依然として去年の推定値よりも200人ぐらい少ない3,000人を切る状況ですから、1回の乗車が2人ぐらいで大体1日20人ぐらいというのは変わらない数値を来ているんですけども、ただ、その利用している方々の話を聞くと、やはりデマンドバスの良さというものはすごく感謝をしているわけですから、できれば現況の部分を考えて、ここの部分を150円の対応ですと、色んな回数券を含めたのは何も調整しないで現行のままでも対応できますので、できればそういった提案で再度検討をしていただき、再度その提案でできれば協議会の方で検討していただきたいと思います。従来から何度かやり取りしていた部分の中では、先ほど町長が言ったように、函バスの関係、それから地元業者の関係の話が出ていますが、函バスについては私は昨年もう自動車の買い替えの部分については負担金を求めないというのが、現況の中ではなんとかお願いしますということで、委員長がそれぞれ700万円ずつ計上しているというようなことも背景にありますし、それから、地元業者については、今のデマンドの仕組みそのものが負担をかけないという形の中で対応するわけですから、その部分は町の負担になってくるんでしょうけれども、私は次の展開含めても、その辺ぐらいの検討をしていただきたいと思うんです。

この新しい今の地域公共交通の法改正の部分については、状況としては、特に函バスが辞めますという状況でもないですし、そうすると以前の状況とそんなに変化はないんだと思う。全国的には多分そういう傾向にあるんだと思うんですけども、福島の場合はそういう状況にはないという風に思いますので、さらにまた1年延ばすというよりは、今回は思い切って、そういった対応で検討をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

議会の方からご意見をいただいて、我々もそのところを踏まえながら、どういった対応ができるのかということも議論しながら協議会にお諮りしました。ただ、1点理解していただきたいのは、デマンドバスを運行するにあたって協議会で議論して、ある程度、国の方のフィルダー系の補助金をいただいて運行

していると。これはまったく町の単独でやるのであれば、町の裁量性というのはあるんでしょうけれども、今、そういった中で色々な国の運輸局も入ってきて、そういった既存業者も大切にしないといけないことの意味をいただきながら、やはり私は函バスさんはそれほどという言い方はおかしいかもしれません。極端にいくと、地元業者がそのことによって営業できなくなるということになると、当然、デマンドバスの運行もやる業者がいなくなるわけでありまして、我々はかなり地元のその業者と色々予算折衝なり色々な形で意見交換をさせていただいておりますけれども、やはりかなり厳しい状況だということの声をいただいておりますし、当然、協議会の中でもそういう意見発信をしてございますので、そういった意見も踏まえながら、協議会として、今のこの制度が妥当だということの了解をいただいておりますので、そのルールはきちんと我々は守っていかなければ、確かに議会の意見も民意の反映にということがあるんだと思っておりますけれども、我々としては、そういった色々な業者、色々な方々、町民の代表の方、業者の代表の方、公の代表の方が集まって、そういった組織をした中でルール化して決めていることでもありますので、そのところの意見というのはやはり重たいものがあるのではないのかなという風に思っておりますので、そういった中で進めさせていただきたい。

ただ、先ほど来申しますけれども、来年、令和3年度には、もう一度きちんとした大きな見直しをということも我々念頭で考えてございますので、そういった地元業者の理解が得られれば、また色々な展開があるんだと思っております。ただ、今の段階では我々としては、あくまでも民間の業者を圧迫するような料金体系としては厳しいと。そしてまた、利用される方はほとんどが従来タクシーを利用された方が移行されているというのが一般的でありますので、確かに高いという声もありますけれども、反対に使い勝手が良くて安いという方の意見もありますので、そのところは我々としてはアンケートの中からしっかり拾い上げているつもりでもありますので、そういったものを踏まえながら、半分、6割ぐらいの方々は妥当だという意見もありますので、そういったものを踏まえながら協議会で判断してございますので、そのところはご理解をいただきたいなと思っております。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

積算そのものの中で助成金に対する国庫補助の部分については、これは利用料金が上下したりというのは、私はまったく関係ないんだと思います。状況によって利用料金が云々の部分ではなくて、基本的な国の補助金の規定みたいなものに対応すると。それで、差額について町が料金の部分で大きく影響して、そこが負担になるということの話だと思いますので、それで、繰り返しますけれども、この計画、次の来年度の計画と言いますけれども、環境そのものはまったく函バスの状況も変化するわけでもないの、変わるというものでもないと思っておりますし、それから、地元の業者そのものの部分についても、これも前回の常任委員会の中では、将来的にはやはり人口減少の厳しい状況の中での事業所の維持ということからすれば、デマンドバスだけではなくて、スクールバスや病院の関係とか温泉のバスとか含めて、トータルで町自体のバスの運行状況について今後どうしなきゃいかという部分の中では、地元業者も含めて、それを検討するということについては、当然、厳しい状況だということ踏まえて、そういう方向だという風に思うんですけれども、料金の部分については私はもう少し、もう一回言いますけれども、協議会の中でできれば委員会でのそういう意向を踏まえて検討をしていただきたい。これを対応しないと、また1年ズレていくという話になりますので、これはこれ以上続けませんが、最後にどうですか。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

私が議長と考え方が少し違っているのは、まったく関係ないということにはならないんだと思っておりますので、やっぱり色々なバランス、交通体系の中で、今、バスだったりタクシーだったり、うちのようなデマンドバスがあるんだと思っております。その中で、どういう料金体系が整った中で、その交通が維持されるかということがあるんだと思っておりますので、本来的に地元の業者さんが自分の営業の中で稼げることを、我々があまりにも圧迫するということは行政としてよろしくないんだと思っておりますので、そのところをまず一義に考えた中で、どういう交通体系があるかというのが大切なことではないのかなと。確かに利用する人の考えだけでいけば、100円なり無料でやれば一番良いわけでありましてけれども、

ただ、そこに業者というものがあつた中で、それを潰すようなことがあつては私は駄目だと思っていますので、そういった中で我々としてはしっかり国なり、そういったところと相談をしながら、今の体系を作り上げてきたという風に理解してございますので、極端な話、下げることについては先ほど言ったように財源的なもの、色んなことを考えると、町が持ち出しを多くすれば何ら問題のない話であります。ただ、やはりそこに民間という業者が存在する中で、公としてそういう行為は私としては好ましくないのではないのかという思いがありますので、それを協議会の中でも理解していただいて、今の料金体系というのは多分あるわけで、初めの料金を決める時も相当議論が喧々諤々ありました。確かに安くするという意見もあつて、いやいややはり500円がいいという、そういう意見の中で300円というのが結果として定められて、今、ある程度、利用者の意見、議会の意見も踏まえて、若干高いですねという声がある中で、じゃあどういった方法があるかということの結論を導き出そうとしているわけでありまして、そこについて、我々が正式にお願いしている協議会の中で決めたことを覆すことにはならないんだと私は思っておりますので、その意見はきちんと尊重した中で、来年度に向けて今般いただいた意見も踏まえて、また整理をさせていただきたい。そのように思っています。

○委員長（川村明雄）

あとご意見ある方おりますか。

（「なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

それでは、以上で、調査事件1 デマンドバス利用料等の見直しについての質疑及び説明員との意見交換を終わります。

説明員の方は退席をお願いいたします。

ご苦勞様でございました。

暫時休憩いたします。

（休憩 12時11分）

（再開 12時59分）

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、最初に、調査事件1 デマンドバス利用料等の見直しについての本委員会の意見の取りまとめを行います。

暫時休憩いたします。

（休憩 12時59分）

（再開 13時17分）

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま議題となっております調査事件1 デマンドバス利用料等の見直しについてに関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

ご異議なしと認め、調査事件1 デマンドバス利用料等の見直しについてに関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整は、委員長に一任されました。

次に、調査事件2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業についての本委員会の意見の取りまとめを行います。

暫時休憩いたします。

（休憩 13時18分）

(再開 13時23分)

○委員長(川村明雄)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております調査事件2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業に関する本委員会の意見の取りまとめ及びその調整については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長(川村明雄)

ご異議なしと認め、調査事件2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業についてに関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整は、委員長に一任されました。
暫時休憩いたします。

(休憩 13時24分)

(再開 13時26分)

○委員長(川村明雄)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(2)の意見書の採択についてを議題といたします。

①の日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の採択についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 13時26分)

(再開 13時32分)

○委員長(川村明雄)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を提出することに賛成の方は、起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(川村明雄)

起立全員です。

したがって、意見書の提出は可決されました。

意見書の内容等の調整につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長(川村明雄)

ご異議なしと認め、意見書の内容等の調整については、委員長に一任されました。

次に、新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求める意見書の採択についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 13時33分)

(再開 13時41分)

○委員長(川村明雄)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求める意見書を提出することに賛成の方は、起立をお願いします。

(賛成者起立)

○**委員長(川村明雄)**

起立全員です。

したがって、意見書の提出は可決されました。

意見書の内容等の調整につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**委員長(川村明雄)**

ご異議なしと認め、意見書の内容等の調整については、委員長に一任されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 13時42分)

(再開 13時44分)

○**委員長(川村明雄)**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3の報告事項についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 13時44分)

(再開 13時44分)

○**委員長(川村明雄)**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、4のその他について、何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○**委員長(川村明雄)**

ないようですので、以上で、本日の案件をすべて終了いたしました。

これをもちまして、総務教育常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

(閉会 13時45分)

福島町議会会議条例第157条の規定により署名する。

総務教育常任委員会委員長 川 村 明 雄